

## 雪処理中の事故に注意しましょう

毎年、新潟県では、屋根の雪下ろしや家屋周りなどの除雪作業中の事故が多発しています。除雪作業中の事故は「自分は大丈夫」と油断しているときに起きています。油断することなく、けがをしないよう注意して除雪作業を行ってください。

### 【注意点】

- ①作業は2人以上で行う。1人で行う場合は、家族や隣近所に一声かける。
  - ②こまめな休憩、水分補給をしながら作業する。
  - ③屋根の雪下ろしの際は、転落防止のため、はしごの固定・ヘルメットや滑りにくい長靴の着用などを徹底する。
  - ④軒先での除雪作業では、屋根からの落雪に十分注意する。
  - ⑤緊急時は、家族や救急医療機関に連絡が取れるよう、携帯電話を持って作業する。
- 問合せ 防災課 防災対策係 ☎ 0256・77・8381



### 【LP ガス事故防止のお願い】

雪によるLP ガス事故を防ぐため、次のことに気をつけましょう。

- ① LP ガス容器やメーター周辺、屋外設置の給湯器などは雪に埋もれないよう除雪しておきましょう。
  - ②屋根の雪下ろしの際は、周囲のLP ガス設備にも注意しましょう。
  - ③排気筒や吸気口が雪でふさがれたり、排気筒に破損がないか点検してください。
- ※万一、ガス漏れや燃焼器具に異常があった場合は、すぐにお取引のあるLP ガス販売店にご連絡ください

●問合せ 新潟県LP ガス協会 ☎ 025・267・3171



**除**雪作業をスムーズに行うためには、市民の皆様のご理解とご協力が欠かせません。一人ひとりがルールとマナーを守り、冬を安全で快適に過ごしましょう。

## 車道除雪は午前7時完了が目標ですが、明け方降雪の場合は、昼間の除雪を行う場合があります

早朝除雪は、積雪が10cm以上、または10cm未満でも道路パトロールを行い、除雪が必要と判断した場合に実施します。通勤・通学に支障が出ないように、午前2時に開始し、朝7時ごろの完了を目標に除雪作業を行います。しかし、降雪時間や積雪量、道路の状況によっては、作業が予定どおりに終了しないことがあります。また、昼間に除雪を行う際は、通行止めを行う場合もあります。

円滑な除雪作業により、道路の安全な通行の確保をするため、市民の皆様のご協力をお願いします。

### ◆自宅前の除雪にご協力を

市では、除雪機で道路脇に雪を寄せる作業を行い、車が走れる状態にします。自宅前入り口の除雪は、各世帯でお願いします。

また、横断歩道付近の道路脇に雪がたまり、通行に支障がある場合は、自治会やPTAなどで自主的に除雪をお願いします。

### ◆除雪作業の障害となるものは撤去を

路上駐車や出入りに敷かれている鉄板などは、除雪の妨げになるばかりでなく、重大な事故につながる恐れがあります。

また、沿道の樹木や垣根も障害となる場合がありますので、事前の対応をお願いします。

### ◆節水と節電のお願い

地下水をくみ上げすぎると、地下水が不足し消雪パイプが使用できなくなる恐れがあります。一度、井戸が枯れてしまうと、しばらく水位はもどりません。手動ポンプを設置している場合は、雪が止んだら電源を切り、節水と節電にご協力ください。

### ●除雪の要望・意見はまず自治会へ

積雪が多くなると電話の問い合わせも増え、現場での対応が遅れる場合があります。除雪事務を効率的に行うために、要望・意見は自治会で取りまとめ、自治会長を通じて土木課 道路維持係にご連絡ください。

### ●消雪パイプの自動停止

次の時間帯は、適正な地下水位確保のため、タイマー制御によりポンプの電源が自動停止します。故障ではありませんので、ご注意ください。

※停止時間 午後2時～3時、午後4時～5時  
(時間は多少前後することがあります。)

### ●消雪パイプの点検・修理など

・降雪シーズン中の簡易なノズル調整や手動ポンプの運転操作は、自治会で対応をお願いします。  
・降雪シーズン後の排泥作業は、業者が実施します。  
・故障、修理などについては、自治会長を通じて土木課 道路維持係にご連絡ください。

●問合せ 土木課 道路維持係 ☎ 0256・77・8275  
夜間・休日(冬季間のみ) ☎ 0256・77・8278

## 除雪情報はこちらから

市からの除雪作業や交通規制などの情報を次の手段から入手できます。ぜひご活用ください。

### ①市公式LINE

LINEで除雪情報をはじめ、日常的に市政情報を発信します。「友だち登録」をお願いします。



### ②防災つばめ〜ル

右の二次元コードを読み取るか、「insert-mail@city-tsubame.jp」に空メールを送り、返ってくるメールの指示に従い登録してください。



### ③市公式ツイッター

さまざまな情報をつぶやいています。@koho\_tsubame

### ④市公式ホームページ

最新の情報はホームページでも確認することができます。



## 屋根の雪下ろしの相談窓口

家族や地域で雪下ろしの作業が困難な場合は、燕市建設業協同組合または西蒲原燕建築組合連合会へご相談ください。費用など依頼条件は直接業者にお問い合わせください。

燕市建設業協同組合 ☎ 0256・63・6016		
燕地区	(有)永田組	☎ 0256・63・3355
吉田地区	(株)河村組	☎ 0256・94・7070
分水地区	大河津建設(株)	☎ 0256・97・1339
西蒲原燕建築組合連合会		
燕建築組合	建築良建	☎ 0256・62・6188
吉田建築組合	(有)本田工務店	☎ 0256・92・6258
米納津建築組合	(有)田上建築	☎ 0256・92・5318
分水建築組合	本田建築	☎ 0256・97・2492

## 空き家所有者・管理者の皆さんへ

毎年、空き家の屋根雪が放置され、倒壊や落雪などにより近隣に危害を及ぼす事例が発生しています。空き家を放置し、他人に損害を与えた場合は、所有者・管理者が損害賠償責任を問われることもあります。適期の雪下ろしの実施など、空き家の適切な管理をお願いします。

●問合せ 都市計画課 空き家等対策推進室 ☎ 0256・77・8264